

## 申告期限の延長のお知らせ

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、所得税等の申告期限が延長されました。これに伴い、住民税（市民税・府民税）申告の申告期限も4月15日（木）まで延長いたします。

※文化センターでの所得税等確定申告は、申告相談会場の確保等が困難なことから、お手数ですが宇治税務署の確定申告会場で申告相談をお願いいたします。

※3月16日以降に住民税（市民税・府民税）申告書や所得税等確定申告書を提出された場合は、住民税（市民税・府民税）の課税が、第1期（6月末納期限）に間に合わない場合がありますので了承ください。

この場合、第2期からの課税または税額変更等を行い、該当される人に対して、納税通知書等により、お知らせいたします。

### 申告相談会場のご案内

#### ①宇治税務署

開催日程	場所	時間	申告の種類
4月15日(木) まで (土・日・祝 日を除く)	宇治税務署 1階	相談受付時 間 午前9時～ 午後4時	土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和元年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※会場では、原則としてご自分で決算書・収支内訳書等の作成やパソコン操作をお願いしております。

※税務署の駐車場（障がい者用駐車場を除く）は、ご利用頂けません。車でご来場される場合には、**臨時駐車場（税務署から西へ約500m）**をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

#### ②市職員による申告相談会場

開催日程	場所	時間	申告の種類
4月15日(木) まで (土・日・祝 日を除く)	市役所税務課市民税係 (1階5番窓口)	午前8時30分～午後5時15分	住民税（市民税・府民税）申告 ※所得税額が新たに発生または増減する場合は、宇治税務署または文化センター会場をご案内させていただきます。
3月15日(月) まで (土・日・祝 日を除く)	文化センター3階申告会場	受付時間 午前9時～ 午後4時 相談時間 午前9時～ 正午 午後1時～ 4時	簡易な所得税の確定申告（公的年金等所得者・給与所得者の申告） 住民税（市民税・府民税）申告 ※市職員のみの対応となりますので、相談・受付できる申告の種類が限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。混雑状況により入場制限ほか、早めに受付を終了させていただく場合があります（例年、3月上旬までは大変混み合います）。

※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

※工事により、市役所の駐車場が一部利用できません。できるだけ公共交通機関でお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

問①宇治税務署（☎0774-44-4141）  
②税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

#### 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」の利用勧奨について

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータ、「e-Tax (電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、事前に次のものを準備する必要があります。（①マイナンバーカード、②ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン）

なお、事前に税務署で手続していただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン、をお持ちでない方でも、e-Tax をご利用できます。

合があります。  
お問い合わせの場合は、  
税務署の窓口に直接お問い合わせください。  
窓口にて、申告書の作成手順を説明し、  
手順に沿って操作していただけます。



NEを使つた  
N LINE事前登録し、事前予約すること  
が可能ですが、  
QRコードから友だち登録すること  
ができます。

## 住民税・所得税・復興特別所得税の申告について

問 宇治税務署 ☎ 0774-44-4141  
確定申告

●文化センター申告相談会  
場で必要な主なもの

△給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかつた人＝源泉徴収票

△国民年金に加入している人＝保険料の控除証明書

△生命保険料、地震保険料控除証明書

△寄附金控除をうけるとき

△医療費控除を受けると

△医療費控除の明細書（領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要です）

△医療費控除の明細書（領収書の添付は不要ですが、5年間の保管が必要です）

△印かん

△筆記用具・計算器具

△申告者本人名義の口座情報がわかるもの（還付申告の場合のみ）

△マイナンバーの関係書類の写し

△（1）本人が申告書を提出する場合＝【番号確認書類＋身元確認書類】（郵送時は写しを同封）

△（2）代理人が申告書を提出

△申告はネットや郵送による提出にご協力を！

△申告はネットや郵送による提出にご協力を！